

(別紙)

諮問番号：令和7年諮問第8号

答申番号：令和7年答申第9号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）がなした児童扶養手当法（昭和36年法律238号。以下「法」という。）に基づく令和5年8月8日付け児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成29年9月15日、○市は審査請求人の子（以下「対象児童」という。）とその父（以下単に「父」という。）を生活保護世帯として認定した。
- 2 平成29年9月21日、対象児童は父の住所の校区の小学校に転校した。
- 3 平成30年7月30日、処分庁は審査請求人の対象児童に係る児童扶養手当資格について、審査請求人の婚姻のため同日を資格喪失日として資格喪失処分を行った。
- 4 令和5年頃、処分庁は、対象児童と父が生活保護世帯として認定された時期の情報から審査請求人の資格喪失日について疑義をもち、審査請求人に資格喪失日の確認を求めた。
- 5 令和5年7月20日、審査請求人は平成30年1月29日を資格喪失日として、資格喪失届及び申立書を処分庁に提出した。
- 6 令和5年8月8日、処分庁は平成30年1月29日を資格喪失日として、本件処分を行った。
- 7 令和5年11月6日、審査請求人は審査庁に対し本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 資格喪失通知書に受給資格がなくなった（対象児童が審査請求人に監護されなくなった）日として記載されている平成30年1月29日は事実と異なり、現在も対象児童を監護していることから、本件処分の取消しを求める。
- (2) 処分庁に令和5年7月20日付けで提出した児童扶養手当資格喪失届（以下「資

格喪失届」という。) 及び監護実態に係る申立書(以下「申立書」という。)は、処分庁から再三要求されたことにより、処分庁が示す記入例のとおりに記載して提出したものであり、記載内容は事実とは異なる。

(3) 父は生活保護を対象児童の分まで申請するため、対象児童を強制的に一時期連れ去った。

(4) 父からの暴力におびえ、審査請求人は当時曖昧な発言をせざるを得なかった。

2 処分庁の主張

(1) 対象児童は父と同居していると思うという審査請求人自身の発言から、資格喪失届の提出を促したものである。本件処分は、審査請求人が提出した資格喪失届及び申立書に基づいて行ったものであり、適法かつ適正なものである。

(2) 資格喪失日について、父と対象児童が平成29年9月15日から生活保護の世帯認定を受けていること、同年9月21日には父が手続を行い、対象児童が転校していることを把握していたが、最終的には審査請求人の主張する平成30年1月29日を資格喪失日としており、審査請求人に記載内容を強制してはいない。

(3) 父からの暴力について、審査請求人の主張を裏付ける客観的な事実や資料は確認していない。

(4) 以上のとおり、本件処分は適法かつ正当に行われたものであり、本件審査請求の趣旨及び理由に根拠はなく、これを棄却するとの裁決を求める。

第5 法令の規定について

1 児童扶養手当は、法第4条第1項において「児童の母が当該児童を監護する場合」を支給要件とする旨が規定されており、こども家庭庁児童扶養手当事務処理マニュアル(以下「マニュアル」という。)第2章のIIの5において、監護とは、「監督し、保護すること、すなわち主として精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていくことと解される。親権の有無を問わず、また同居を要件としない。」とされており、「監護」の解釈について、「(1)精神面等から児童の生活に種々配慮していること。(2)同居しているか別居しているかを問わないこと。以上により、同居の場合は原則として監護していると考えられるが、別居の場合は、例えば、定期的な仕送りや、訪問、手紙、電話等による連絡等があることは、監護しているものと考える材料となり得る。」とされている。

2 法第4条第2項において、「手当は、母又は養育者に対する手当にあっては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき」に支給をしないとされており、同項第3号において「父と生計を同じくしているとき。」とされている。

3 マニュアル第2章のIIの10において、「生計同一とは、両者の生活に一体性があることをいう。具体的には、収入及び支出すなわち消費生活上の家計が同一であることが一応の基準となる。一時出稼や入院等のように一時的に別居している場合であっても社会通念上生活に一体性が認められれば、生計同一関係を認めるべきである。生計同一を判断するとき、原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居しても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係ないと解される。」とされている。

- 4 法第4条の2第1項において、「同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。」とされている。
- 5 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号。以下「規則」という。）第11条において、「受給者は、法第四条に定める手当の支給要件に該当しなくなつたときは、速やかに、児童扶養手当資格喪失届（様式第九号）を手当の支給機関に提出しなければならない。」とされており、同規則第22条において、「手当の支給機関は、受給者の受給資格が消滅したときは、児童扶養手当資格喪失通知書（様式第十五号）をその者（その者が死亡した場合にあつては、戸籍法の規定による死亡の届出義務者とする。）に交付しなければならない。」とされている。
- 6 マニュアル第3章のX IIIにおいて、「手当に係る受給資格喪失については、受給者からの受給資格喪失届等により確認することとされているが、受給資格喪失時点については、受給資格喪失事由に係る戸籍、住民票等の関係公簿による確認等により、その正確な把握に努められたい。事実婚等で資格喪失日が関係公簿で確認できない場合には、受給者からの聞き取りや実態調査等の記録を添付するなど、資格喪失日の正確な把握に努められたい。」とされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 審査請求人が法第4条第1項に定める支給要件に該当するか否かについて

(ア) 処分庁は監護実態の確認について審査請求人からの複数回にわたる聞き取りに加えて、父及び対象児童が生活保護の世帯認定を受けていることから、生活保護担当課に対しても対象児童の監護状況に関する経過等の確認を行っており、また、処分庁から提出された物件の内容を踏まえると、客観的事実に基づき判断を行っている。

(イ) 審査請求人は、父が対象児童を強制的に一時期連れ去ったことや父からの暴力により発言内容が事実と異なっていたと主張しているが、処分庁から提出された物件により、経過記録を確認したところ、審査請求人の主張を裏づける客観的な事実や資料は確認できない。

(ウ) 法第4条第2項により、対象児童が父と生計同一の場合は資格要件を満たさないが、(イ)のとおり、父の監護状況についても生活保護担当課に確認を行い、対象児童が転校した後は、生活の拠点が父側に移り、父が監護を行い、かつ、生計を同じくしていることを把握したため、転校日以降は審査請求人が支給要件を満たさないことを判断しているものである。

(エ) 処分庁は、上記の客観的事実並びに審査請求人から提出のあった資格喪失届及び申立書に基づき、資格喪失処分を行ったものである。

(オ) また、処分庁は、父と対象児童が平成29年9月15日から生活保護の世帯認定を受けていること及び同月21日には父が手続を行い、対象児童が転校している

ことを把握したため、転校日を資格喪失日と判断しつつも、最終的には審査請求人の主張する平成30年1月29日を資格喪失日としており、審査請求人に記載内容を強制したとは認められない。

2 審査庁による諮詢の要旨

(1) 訒問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮詢する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1 の (2) と同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年9月24日 審査庁が審査会に諮詢

令和7年10月2日 第1回調査審議（第1部会）

令和7年11月10日 第2回調査審議（　〃　）

令和7年11月11日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

(1) 審査請求人が法第4条第1項に定める支給要件に該当するか否かについて

ア 処分庁は監護実態の確認について審査請求人からの複数回にわたる聞き取りに加えて、生活保護担当課に対して対象児童の監護状況に関する経過等の確認を行っており、また、処分庁から提出された物件の内容を踏まえると、客観的事実に基づき判断を行っている。

イ 審査請求人は、父が対象児童を強制的に一時期連れ去ったことや父からの暴力により自身の発言内容が事実と異なっていたことを主張しているが、処分庁から提出された物件により経過記録を確認したところ、審査請求人の主張を裏づける客観的な事実や資料は確認できない。

ウ 審査請求人の受給資格については、法第4条第1項第1号に該当する場合であっても、同条第2項第3号に規定する場合である、対象児童が父と生計同一の場合に該当する場合は、要件を満たさないこととなる。処分庁は、父と対象児童の生計の状況について生活保護担当課に確認を行い、対象児童が転校した後は、父と生計を同じくしていると考えられたため、審査請求人の支給要件を確認したものである。

エ 処分庁は、上記の客観的事実並びに処分庁からの事実経過の確認を受けて審査

請求人自らが提出した資格喪失届及び申立書に基づき、資格喪失処分を行ったものである。

オ また、処分庁は、父と対象児童が平成29年9月15日から生活保護の世帯認定を受けていること及び同月21日には父が手続を行い対象児童が転校していたことを把握したため、同日を資格喪失日とすべきことを検討しつつも、審査請求人に事実経過を確認した上で、最終的には審査請求人が申し立てたとおりに平成30年1月29日を資格喪失日としており、審査請求人に記載内容を強制するといった事実はない。

(2) 以上のとおり、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、違法又は不当な点は認められない。

2 判断

以上から、処分庁の判断について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委 員 (部会長) 北 村 和 生

委 員 岩 崎 文 子

委 員 岡 川 美 巳